

## 青森県環境影響評価審査会の意見

((仮称) 三戸風力発電事業に係る計画段階環境配慮書)

- 1 事業実施想定区域には、保安林、ふるさとの森と川と海保全地域、重要野鳥生息地 (IBA)、生物多様性の保全の鍵になる重要な地域 (KBA)、自然度の高い植生等が存在している。風力発電設備の設置及びそれに伴う樹木の伐採や土地の改変により、保安林の機能、動植物の生息・生育環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、事業計画の具体的な検討に当たっては、可能な限りこれらの森林や植生、保全地域等を避けるとともに、大規模な土地の改変を回避すること。
- 2 事業実施想定区域周辺には、他事業者による既存及び計画中の風力発電事業が複数存在していることから、これらの事業との累積的な環境影響が想定される環境影響評価項目を環境影響評価方法書において選定し、事業実施想定区域周辺の他事業についての情報収集をすること。